

聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会

活動計画書

協議会の目的

協議会会則に示す範囲（以下、「本地域」という。）において、多摩市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出と利便性の向上を図るとともに、調和のとれた良好な居住環境の実現を目指して、街の将来像や課題解決の方法、街のルール等を取りまとめた多摩市街づくり条例第10条に規定される「地域街づくり計画」の案を策定し、多摩市による認定を受けることを目的とします。

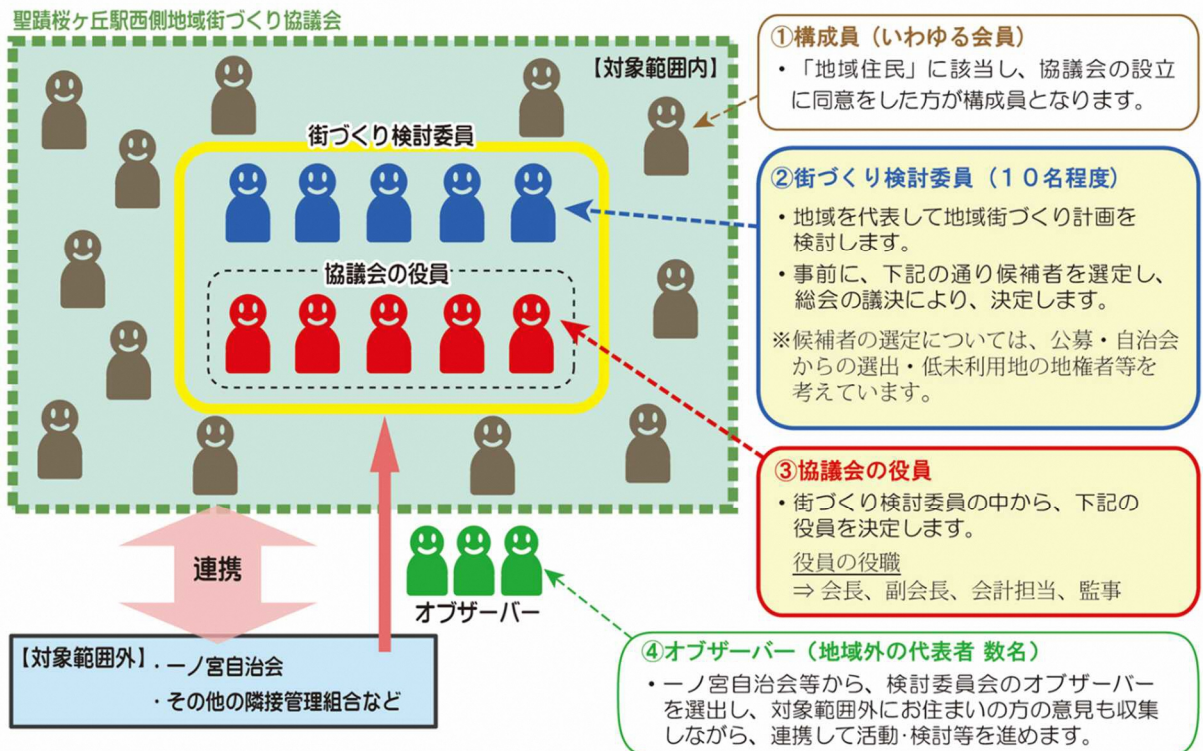
活動方針

協議会は、上記の目的の達成に向けて下記に定める活動を行います。

(1) 本地域における地域街づくり計画の案の策定

構成員から検討委員を選出して「街づくり検討委員会」を開催し、オブザーバーとの連携、検討を重ねて地域街づくり計画の案を取りまとめます。

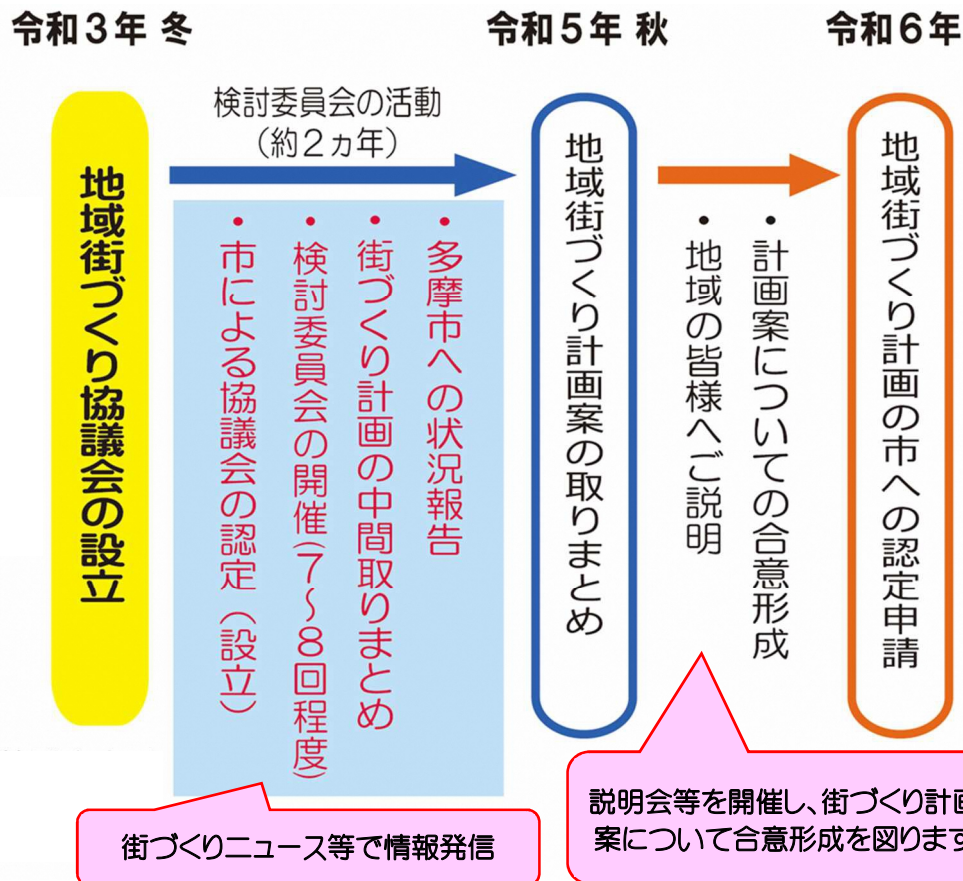
地域街づくり協議会の体制イメージ



(2) 本協議会活動の情報発信や地域街づくり計画の案の合意形成

地域街づくり検討委員会での検討、及び街づくりニュース等による検討経過の情報発信を行いながらとりまとめた地域街づくり計画の案を、構成員を中心とする地域住民等に説明し、一定の同意を得て「地域街づくり計画」を策定し、認定申請を行います。

活動計画



※状況に応じて変更となる可能性があります。

(3) その他、本協議会の目的を達成するために必要な活動

以上